

【内閣府よりご案内】医療ビッグデータの利活用促進に向けた改正次世代医療基盤法説明会の開催

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

次世代医療基盤法は、国民・患者の皆様一人ひとりの大切な医療情報を、安全な形で医療に関する研究開発に活用し、社会の健康づくりを進めるための法律です。

この度、この法律が改正され、今後（※）、医療情報をもとにした希少疾患の研究や、現在、国によって整備が進められている他の医療情報データベースと連結した解析等が可能となり、より一層医療に関する研究開発に役立つことが期待されます。

※2023年5月26日から1年以内に予定されている改正法施行以降です。

そこで、この法律を担当する内閣府は、医療ビッグデータを利活用した研究開発に関心のある**製薬企業・医療機器メーカー・大学等の皆様**を対象に、下記の通り、改正次世代医療基盤法についての説明会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。説明会参加をご希望の方は、お手数ですが下記のお申込みフォームよりご登録をお願いします。

これを機会に次世代医療基盤法に対するご理解を一層深めていただければ幸いです。

敬具

記

医療ビッグデータの利活用促進に向けた改正次世代医療基盤法説明会の開催

実施内容：

医療ビッグデータを利活用した研究開発に関心のある製薬企業・医療機器メーカー・大学等の皆様を対象として、改正次世代医療基盤法の意義や内容と、法律に基づいて医療情報を利活用する際に必要となる手続き、遵守しなければならない事項等についての説明会を開催します。説明と質疑応答は、内閣府健康・医療戦略推進事務局が行います。

対象：製薬企業・医療機器メーカー・大学機関等の研究開発に携わる方

日時・場所（全5回）：

※第1回～第3回は対面形式、第4回～第5回はオンライン形式となります。

【対面形式】

- ・第1回：2024年1月17日（水） 11：00～12：30
（東京会場／TKP 新宿カンファレンスセンター）
- ・第2回：2024年1月24日（水） 11：00～12：30
（大阪会場／グランフロント大阪ナレッジキャピタルカンファレンスルーム）
- ・第3回：2024年1月31日（水） 11：00～12：30
（福岡会場／リファレンス 駅東ビル）

【オンライン形式】

- ・第4回：2024年2月8日（木） 10：30～11：30
- ・第5回：2024年2月22日（木） 10：30～11：30

※各回すべて同じ内容を説明します。

オンライン説明会は、Zoom のウェビナーを用いてオンライン上で行います。パソコンやスマートフォンを使って、説明会への参加が可能です。

予約：参加にあたっては、事前の予約が必要です。下記お申込みフォームより、登録してください。複数名で来場される場合には、お一人ずつの登録をお願いします。（参加費は無料です）

●予約フォームは[こちら](#)です。（各回開催日前日の17時まで）

会場の関係上、受付定員は各回100名程度となります。お申込みにつきましては定員に達し次第、または開催日前日に受付を終了いたします。

オンライン説明会の URL 等の詳細については、お申込者へのみ後日メールにてご案内いたします。

以上